

# 社会福祉法人 南風原町社会福祉協議会事務局規程

制定 平成 9 年 5 月 2 3 日

改正 平成 2 9 年 3 月 2 3 日

## (目的)

第 1 条 定款第 3 4 条に規定する事務局の設置については、この規程の定めるところによる。

## (事務局)

第 2 条 事務局の事務を処理するため、次の係を置く。

- (1) 総務係
- (2) 地域福祉推進係
- (3) 福祉サービス支援係

## (事務分掌)

第 3 条 前条に定める各係の事務分掌は、次のとおりとする。

### 1 総務係

- (1) 定款の変更、諸規程の制定・改廃に関すること
- (2) 理事会、評議員会に関すること
- (3) 公印の管守に関すること
- (4) 文書の収受に関すること
- (5) 職員の人事、給与及び服務に関すること
- (6) 事業計画、事業報告に関すること
- (7) 予算、決算に関すること
- (8) 会計経理事務に関すること
- (9) 金銭及び物品の出納管理並びに資産の管理に関すること
- (10) 職員の福利厚生に関すること
- (11) 会員加入推進運動に関すること
- (12) 苦情解決に関すること
- (13) 寄付金及び預託物品に関すること
- (14) 役職員の養成・訓練に関すること
- (15) 経営基盤強化計画に関すること
- (16) チャリティー等自己財源の確保に関すること
- (17) 各種公益資金の活用に関すること
- (18) 福祉団体の助成に関すること
- (19) その他、他の係に属しない事項

## 2 地域福祉推進係

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関すること
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助に関すること
- (3) 社会福祉の調査及び研究に関すること
- (4) 社会福祉の広報及び啓発に関すること
- (5) 福祉団体の指導育成に関すること
- (6) 福祉教育及びボランティア・市民活動の振興に関すること
- (7) 民生委員児童委員の指導育成に関すること
- (8) 共同募金並びに歳末たすけあい運動への協力に関すること
- (9) 小地域福祉活動に関すること
- (10) ファミリーサポートセンター運営事業に関すること
- (11) 支えあうまちづくり事業に関すること
- (12) 障害者相談支援事業に関すること
- (13) 行政、社会福祉施設・団体との連絡調整並びに協働事業に関すること
- (14) 地域福祉推進計画に関すること
- (15) その他、社会福祉に関すること

## 3 福祉サービス支援係

- (1) 在宅介護支援センター運営事業に関すること
- (2) 家族介護教室・家族介護者交流事業に関すること
- (3) 福祉総合相談事業に関すること
- (4) 各種相談機関との連絡調整に関すること
- (5) 生活福祉資金貸付業務に関すること
- (6) 助け合い金庫貸付事業に関すること
- (7) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業等）に関すること
- (8) 日常的金銭管理支援事業に関すること
- (9) 訪問介護（ホームヘルプ）事業に関すること
- (10) 居宅介護等事業に関すること
- (11) 介護予防事業に関すること
- (12) 地域生活支援事業に関すること
- (13) 各種在宅福祉サービスに関すること
- (14) その他、社会福祉に関すること

(事務局職員)

第4条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 係長 若干名
- (3) 主査 若干名
- (4) 主事 若干名

2 事務局に必要な応じ事務局次長を置くことができる。

3 事務局に必要な応じ嘱託職員、臨時職員及びパート職員を置くことができる。

(職員の任免)

第5条 事務局職員の任免は、会長がこれを行う。

(職員の職務)

第6条 事務局職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する
- (3) 係長は、上司の命を受け、所轄事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
- (4) 主査は、上司の命を受け、所轄事務に従事する
- (5) 主事は、上司の命を受け、所轄事務に従事する
- (6) 嘱託職員、パート職員は上司の命を受け、特命事項の業務に従事する
- (7) 臨時職員は、上司の命を受け、事務を補佐する

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は平成9年5月23日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

(平成7年3月7日県社協モデル規程に基づき、従前の規程を廃止し本規程を制定)

附 則

この規程は、平成17年5月18日から施行し、平成17年5月1日か

ら適用する。

なお、平成 9 年 5 月 23 日施行の事務局規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。